

## 低入札価格調査制度の導入について

総合評価落札方式の評価方式を見直しに併せて、低入札価格調査制度を導入いたします。

### ■低入札価格調査制度とは

調査基準価格を下回る価格をもって入札があった場合、契約内容に適合した履行がされないおそれがないか調査を行い、履行がされると認められたときは最低価格入札者が落札候補者となる制度です。

#### 【対象工事】

総合評価落札方式試行要領に規定する工事

#### 【調査基準価格を下回る入札があった場合】

調査基準価格を下回る入札があった場合、低入札価格調査制度事務処理要領に基づき基本調査を実施します。

※入札書記載金額と比較する調査基準価格（税抜）は「直接工事費の95%の額」+「共通仮設費の90%の額」+「現場管理費相当額の80%の額」+「一般管理費等の55%の額」（ただし、工事価格の10分の7の額未満のときは工事価格の10分の7の額、工事価格の10分の9を超えるときは工事価格の10分の9の額とする。）

※算定方法の詳細は「**低入札価格調査基準価格の算定方法についての留意事項**」をご確認ください。

基本調査において、調査基準価格を下回る価格で入札した者が数的判断基準を満たしているか調査をします。数的判断基準を満たしている場合は重点調査を実施し、**数的判断基準を満たさない場合は「失格」となります。**

※数的判断基準には入札書記載金額と比較するものと、工事費内訳書と比較するものの2種類があります。

※算定方法の詳細は「**数的判断基準の算定方法についての留意事項**」をご確認ください。

重点調査において、調査基準価格を下回る価格で入札し、数的判断基準を満たしている者から、小山市低入札価格調査制度事務処理要領に掲げる重点調査に必要となる資料を提出していただき、契約内容に適合した履行がされないおそれがないか調査をします。なお、**調査資料を提出できない者は「失格」となります。**

#### 【落札候補者の決定】

第1順位者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされると認められる場合は、その入札者を落札候補者とします。契約内容に適合した履行がされないと認められる場合は、次順位者を落札候補者とします。なお、次順位者の入札価格が調査基準価格を下回る価格である場合は、同様の調査を行います。

○お問い合わせ先  
小山市役所 管財課工事契約係  
Tel22-9323・9324